締約国に関する情報 ＰＨ	フィリピン	附属書　Ｂ１ ＰＨ

一　般　情　報

国内官庁の名称	Intellectual Property Office of the Philippines （フィリピン知的財産庁）
所在地	G/F, 2/F, 14/F, 16/F Intellectual Property Center, #28 Upper McKinley Road, McKinley Hill Town Center, Fort Bonifacio, Taguig City, 1634 Philippines
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(632) 7238 63 00 pct@ipophil.gov.ph mail@ipophil.gov.ph http://www.ipophil.gov.ph (632) 8856 92 93
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	受理しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理しない
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	用意なし
フィリピンの国民及び居住者のための管轄受理官庁	ＷＩＰＯ国際事務局又はフィリピン知的財産庁
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい
フィリピンが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁[2]	フィリピン知的財産庁
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	特許，実用新案（実用新案は，特許に代えて求めることができる）

［次頁に続く］

1　ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

2　対応する国内段階を参照されたい。

ＰＨ	フィリピン（続き）	ＰＨ
国内官庁が認める手数料の支払方法	窓口支払 ― 現在，国際出願について電子支払方法は利用できないので，出願人は国内官庁まで来庁することが推奨される。 銀行送金 ― 遠隔地，特に研究開発及び教育機関については，銀行間送金を可能とするよう請求されたい。最初に出納・財務課から問い合わせがあれば認められる。	
国際型調査に関するフィリピンの規定（ＰＣＴ第15条）	な　し	
国際公開に基づく仮保護	ＰＣＴ第29条(1)の規定に基づき，知的財産法第46条に基づく出願人の権利保護に関する限り，国際出願の英語による国際公開は，（知的財産法第44条及び同施行規則に基づき）知的財産法公報による公開と同じ効果を有する。ただし出願人が，知的財産法第46.2条の規定に基づき，国際公開の通知及び国際出願の写しを，国際出願の請求の範囲に記載されている発明を実際に無許可で使用している者に送付していることを条件とする。 国際公開が行われた言語が英語以外のものであった場合，知的財産法第46条に基づく出願人の権利保護は，（知的財産法第44条及び同施行規則に基づき）英語による翻訳文が知的財産公報に公表され，更に出願人が，知的財産法第46.2条の規定に基づき，その英語による翻訳文を，国際出願の請求の範囲に記載されている発明を実際に無許可で使用している者に送付するまで適用されない。 出願人の請求によって優先日から18か月の期間満了前に国際公開が行われた場合，知的財産法第46条に基づく権利は，上述した２つの段落の内容に従うことを条件として，18か月の期間満了後に付与される。	
フィリピンが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
フィリピンが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合，管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ　り（附属書Ｌ参照）	